

第 2 章**基本的な考え方****1 基本理念**

平成10年に策定した第1次計画においては、国際障害者年（1981年）のテーマであり、その後の我が国の障害者施策の基本ともなっている「完全参加と平等」の実現を目的として、障害のある人が地域社会の中で普通の生活ができることを目指す「ノーマライゼーション」の理念と、障害のある人が自立するために適切な支援を行い、個人の尊厳の確保を目指す「リハビリテーション」を基本理念として計画の推進を図りました。

第1次計画（改訂版）においては、個人の尊厳を基本とし、施設福祉から地域社会での自立を目指した支援費制度という自己決定と選択による契約制度へと変化したことを踏まえ、第1次計画の理念のもとに、共に支えあう地域社会の中で、市民一人一人が「自分の生き方を地域で自分らしく実現できる社会」を目指すことを基本理念としました。

第2次計画においては、第1次計画及び第1次計画（改訂版）の理念を踏まえつつ、「障害者自立支援法」の目的として「障害のある人もない人も安心して暮らすことができるような地域をつくること」が示されたことを受け、障害のある人がその障害の種別、程度を問わず、自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図る「ノーマライゼーション」の理念と、地域の社会資源を最大限に活用し、支援体制の整備を進め、地域生活への移行や就労支援を適切に行うことで、個人の尊厳の確保を目指す「リハビリテーション」の理念に基づき、また、すべての市民が障害及び障害のある人に対する理解を深め、共感を持つことで「誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせる社会の実現」を目指すことを基本理念としました。

第3次計画においては、今までの計画の理念を踏まえつつ、平成23年7月に改正障害者基本法により「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人としての尊重されるものである」との理念が示されたこと、平成23年6月に障害者の虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利擁護の援護に資することを目的とする「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立したこと、平成25年6月に障害者基本法第4条の差別の禁止の規定を具体化した法律である「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立したこと、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（障害者優先調達法）」が成立したことなどを踏まえ、計画の基本的な考え方を表す基本理念を下記のとおりとしました。

本計画の基本理念

障害のある人が社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、どこで誰と生活するかについての選択を自らが行える、また障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重することにより誰もが地域社会において共生することができる

「障害の有無によって分け隔てられることなく誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現」

を目指すことを基本理念に据えて第3次計画を策定することとします。

2 施策の基本原則

この基本理念の実現のため、以下の3つを基本原則として施策を行ってまいります。

(1) 障害のある人の自立や社会参加のための支援

障害のある人が個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活をおくることができるよう、日常生活での相談支援や就労支援により個人としての自立や、教育、文化活動・スポーツ等の社会活動への参加を支援いたします。

(2) 障害及び障害のある人への理解の促進

障害者施策の推進は市民の幅広い理解を得ながら進めていくことが重要であり、また誰もが共生できる社会を目指すためには、障害のある人もない人も相互に交流を行っていくことが重要です。広報・啓発活動の推進や福祉施設や教育機関、地域住民との日常的交流を促進していきます。

(3) 社会全体によるまちづくりの推進

障害のある人に関する施策は福祉・保健・医療・教育・生活環境など幅広い分野にわたっています。また道路や建築物などのバリアフリー化などのハード面でのまちづくりだけでなく、行政機関・医療機関・教育機関・地域住民などの有機的な連携が欠かせません。

ハードとソフトの両面による、社会全体による誰もが個人としての尊厳が重んじられる共生社会のためのまちづくりを推進いたします。